公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

改正後

~略~

(給料)

第3条 理事長の給料月額は、846,700円とする。

2 副理事長の給料月額は、842,500円とする。

~略~

附則

 $1\sim4$ 略

(平成30年度における役員の給料月額に関する特例措置)

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては、第3条各項及び附則第3項に掲げる 給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5 を乗じて得た額に相当する額を減 ずる。
- 6 前項の規定により給与の支給に当たって減ずること とされる額を算定する場合において、当該額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとす る。
- 7 前2項において減ずることとされた額を減じて得た 給料月額に100円未満の端数を生じたときは、これ を切り捨てるものとする。

改正前~略~

第3条 理事長の給料月額は、846,700円とする。

2 副理事長の給料月額は、842,500円とする。

~略~

附則

 $1 \sim 4$ 略

(給料)

(<u>平成29年度</u>における役員の給料月額に関する特例措置)

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、第3条各項及び附則第3項に掲げる 給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減 ずる。
- 6 前項の規定により給与の支給に当たって減ずること とされる額を算定する場合において、当該額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとす る。
- 7 前2項において減ずることとされた額を減じて得た 給料月額に100円未満の端数を生じたときは、これ を切り捨てるものとする。